

壬生町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

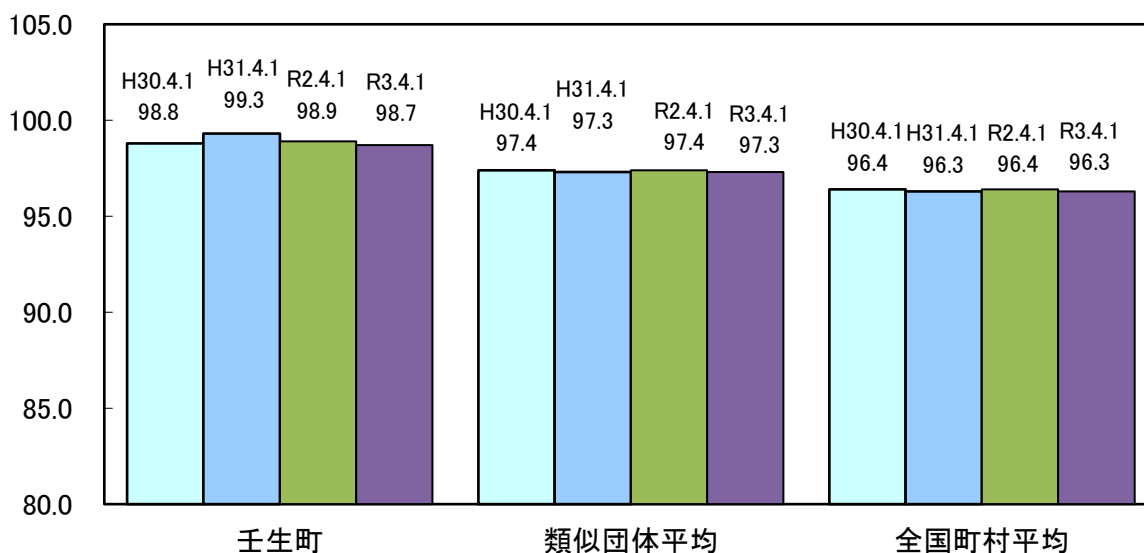
区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和元年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和2年度	39,096	18,793,292	529,506	1,983,555	10.6	13.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和2年度	212	802,627	207,665	304,700	1,314,992	6,203	5,696

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員は含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれておりません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 ※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和2年度	人事委員会を設置していないため未記入				%	% 改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給 月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和2年度	人事委員会を設置していないため未記入				月	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容 (平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2.2%引き下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

制度なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
壬生町	38.5 歳	291,900 円	351,259 円	317,399 円
栃木県	42.7 歳	326,251 円	405,162 円	356,982 円
国	43.0 歳	325,827 円	—	407,153 円
類似団体	41.3 歳	304,463 円	371,025 円	338,405 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
壬生町	50.7 歳	15 人	267,700 円	287,447 円	276,900 円
うち学校給食員	59.3 歳	3 人	259,900 円	269,900 円	259,900 円
うち用務員	45.8 歳	3 人	265,200 円	277,733 円	273,533 円
うち自動車運転手	45.3 歳	3 人	275,800 円	314,300 円	294,667 円
栃木県	54.6 歳	232 人	314,065 円	359,743 円	334,433 円
国	50.9 歳	2,201 人	286,947 円	—	328,603 円
類似団体	51.5 歳	8 人	296,210 円	324,948 円	314,351 円

区分	民間			参考 A/B	年収ベース(試算値)の比較		
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)		公務員 (C)	民間 (D)	C/D
壬生町	—	—	—	—	—	—	—
うち学校給食員	飲食物調理従事者	45.6 歳	242,700 円	1.11	4,274,900 円	3,154,900 円	1.36
うち用務員	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	50.3 歳	235,200 円	1.18	4,668,096 円	3,186,100 円	1.47
うち自動車運転手	常陽自動車運転者	66.6 歳	190,100 円	1.65	5,109,700 円	2,395,100 円	2.13

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用し（平成30～令和2年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
壬生町	36.0 歳	274,400 円	326,733 円	296,558 円
栃木県	42.8 歳	313,072 円	388,363 円	355,067 円
国	42.6 歳	356,097 円	—	432,622 円
類似団体	37.8 歳	280,531 円	364,646 円	307,737 円

④福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
壬生町	41.3 歳	314,100 円	344,040 円	325,053 円
栃木県	40.8 歳	317,353 円	411,967 円	352,559 円
国	43.9 歳	335,424 円	—	385,774 円
類似団体	38.7 歳	275,357 円	310,179 円	292,663 円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況 (令和3年4月1日現在)

区分		壬生町	栃木県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	188,700 円	182,200 円
	高校卒	154,900 円	154,900 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	147,900 円	152,700 円	—
	中学卒	139,900 円	139,900 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和3年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	266,500 円	359,600 円	382,900 円	—
	高校卒	—	—	—	—
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

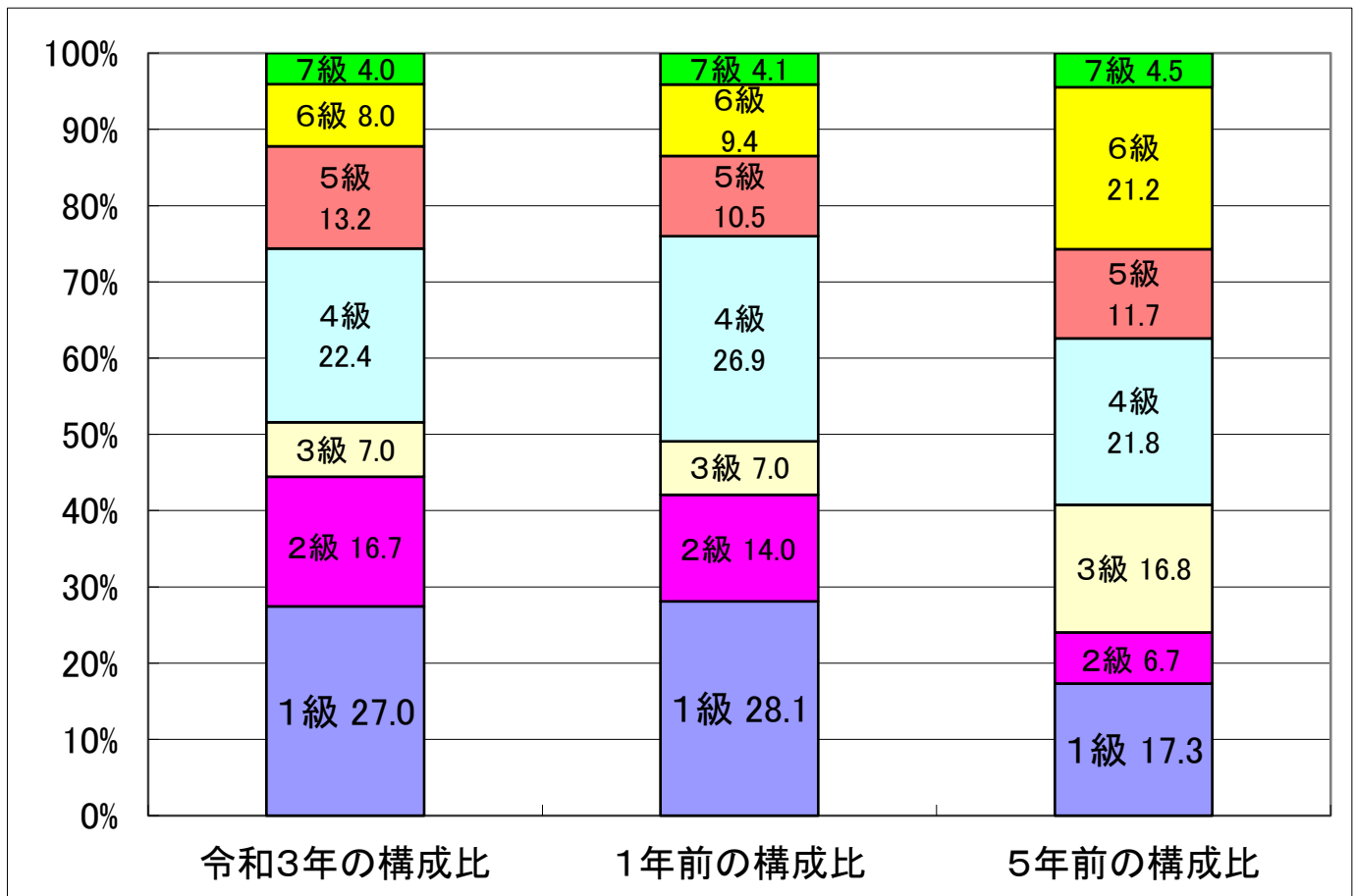
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和3年4月1日現在)

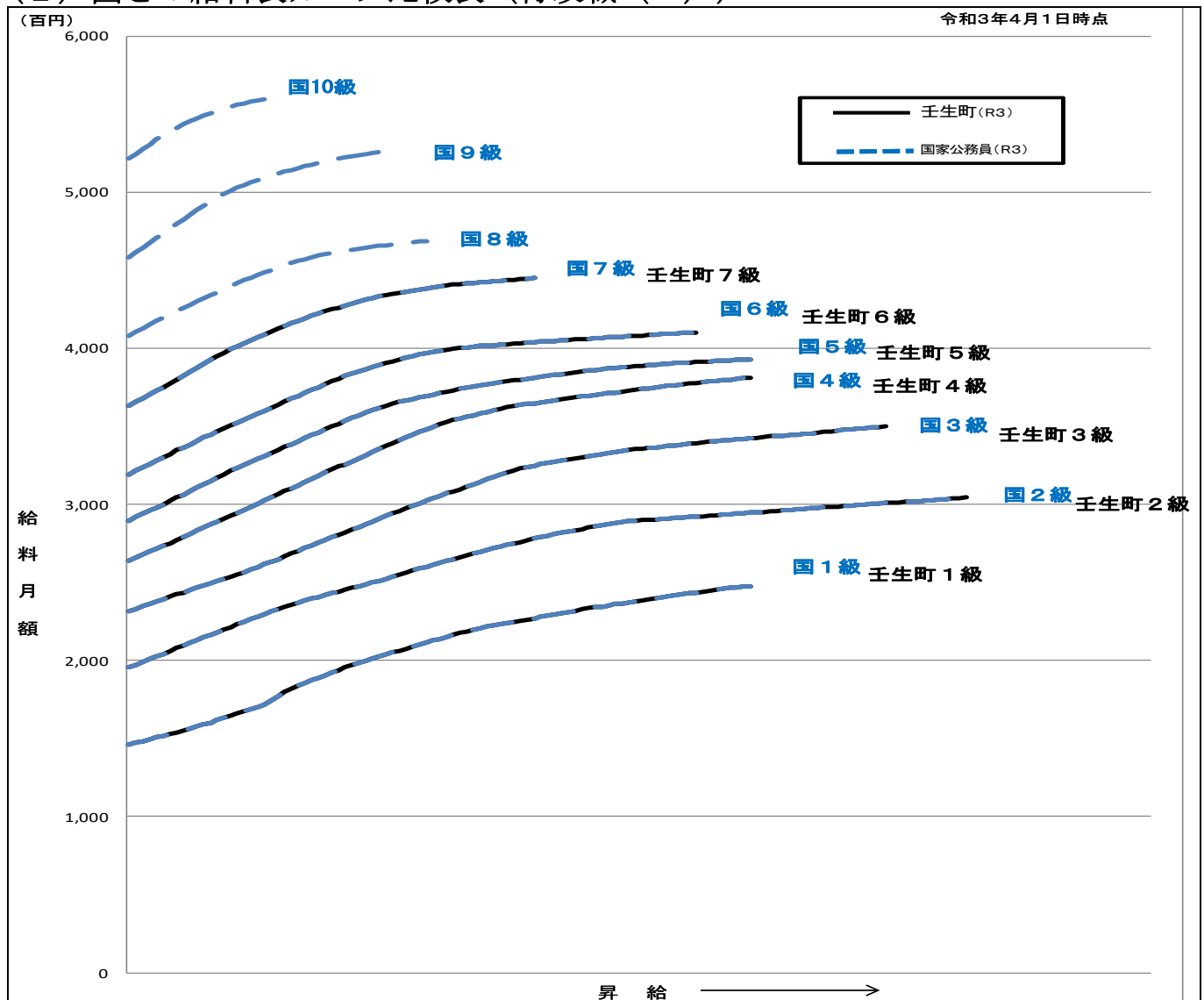
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部長・教育次長・参事・議会事務局長の職務	7人	4.0 %	362,900円	444,900円
6 級	課長・事務局長の職務・困難な業務を分掌する主幹	14人	8.0 %	319,200円	410,200円
5 級	主幹の職務・困難な業務を分掌する課長補佐・困難な業務を分掌する事務局長補佐	23人	13.2 %	289,700円	393,000円
4 級	課長補佐・事務局長補佐・副主幹・係長・所長・園長・館長の職務	39人	22.4 %	264,200円	381,000円
3 級	主査の職務	15人	8.6 %	231,500円	350,000円
2 級	主任の職務	29人	16.7 %	195,500円	304,200円
1 級	主事・技師・保健師・保育士・栄養士・司書の職務	47人	27.0 %	146,100円	247,600円

(注) 1 壬生町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一))



(3) 昇給への人事評価の活用状況 (壬生町)

令和3年4月2日 から 令和4年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分			○		○
標準、下位の区分					
標準の区分のみ (一律)		/		/	
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

壬生町	栃木県	国
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,382 千円	1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,709 千円	—
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (壬生町)

令和3年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	○
上位、標準の成績率			○		
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ (一律)		/		/	
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当 (令和3年4月1日現在)

壬生町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
(退職時特別昇給 制度無し)					
1人当たり平均支給額 390 千円 19,192 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)			千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
制度無し			

(4) 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)			5	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)			5,000	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度決算)			0.47	%
手当の種類(手当数)			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和2年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業に従事した職員	感染症の防疫に従事する職員が、感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑のある患者の看護若しくは感染症の原因となる病原体の附着し、若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したとき、又は感染症の原因となる病原体を有する家畜若しくは感染症の原因となる病原体を有する疑のある家畜に対する防疫作業に従事したとき	0 千円	日額600円
行旅死病人等収容作業従事職員の特殊勤務手当	行旅死病人等収容作業に従事した職員	行旅死病人又は変死人の収容、立会作業等に従事したとき	5 千円	日額5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	65,786	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	354	千円
支給実績(令和元年度決算)	89,533	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	462	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する手当	配偶者 月額6,500円 子 月額10,000円 父母等 月額6,500円 (16歳から22歳の子1人につき5,000円加算)	同じ		18,324 千円	220,775 円
住居手当	住宅を借り受け又は購入した職員に支給する手当	借家 家賃に応じ月額28,000円以内	同じ		13,037 千円	260,735 円
通勤手当	通勤のため交通機関又は自動車等を使用した職員に支給する手当	交通機関利用者 運賃相当額 自家用車等利用者 月額2,000円～31,600円 支給限度額 月額換算55,000円	同じ		15,042 千円	67,154 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給する手当	部長 月額79,650円 参事 月額75,225円 課長、室長 月額62,325円 主幹(困難な事務を分掌するもの) 月額41,550円 主幹(上記以外) 月額39,660円 出張所長 月額29,616円 清掃センター所長 月額29,616円 とおりまち保育園長 月額29,616円	異なる	支給額	29,456 千円	640,349 円
宿日直手当	正規の勤務時間外に庁舎の保全等を目的とする勤務をした職員に支給する手当	日直勤務1回につき4,400円 (勤務時間が5時間未満の場合は勤務1回につき2,200円)	同じ		1,492 千円	12,029 円

5 特別職の報酬等の状況(令和3年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料 報酬	町 長	850,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 920,000 円 / 565,500 円	
	副 町 長	700,000 円	760,000 円 / 518,500 円	
	議 長	400,000 円	499,000 円 / 252,000 円	
	副 議 長	335,000 円	430,000 円 / 202,000 円	
	議 員	300,000 円	400,000 円 / 174,000 円	
	期末手当	町 長 副 町 長 議 長 副 議 長 議 員	(令和2年度支給割合) 3.35 月分 (令和2年度支給割合) 3.35 月分	
退職手当	町 長 副 町 長 備 考	(算定方式) 850,000円×在職月数×0.42 700,000円×在職月数×0.25	(1期の手当額) 17,136千円 8,400千円	(支給時期) 任期毎 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

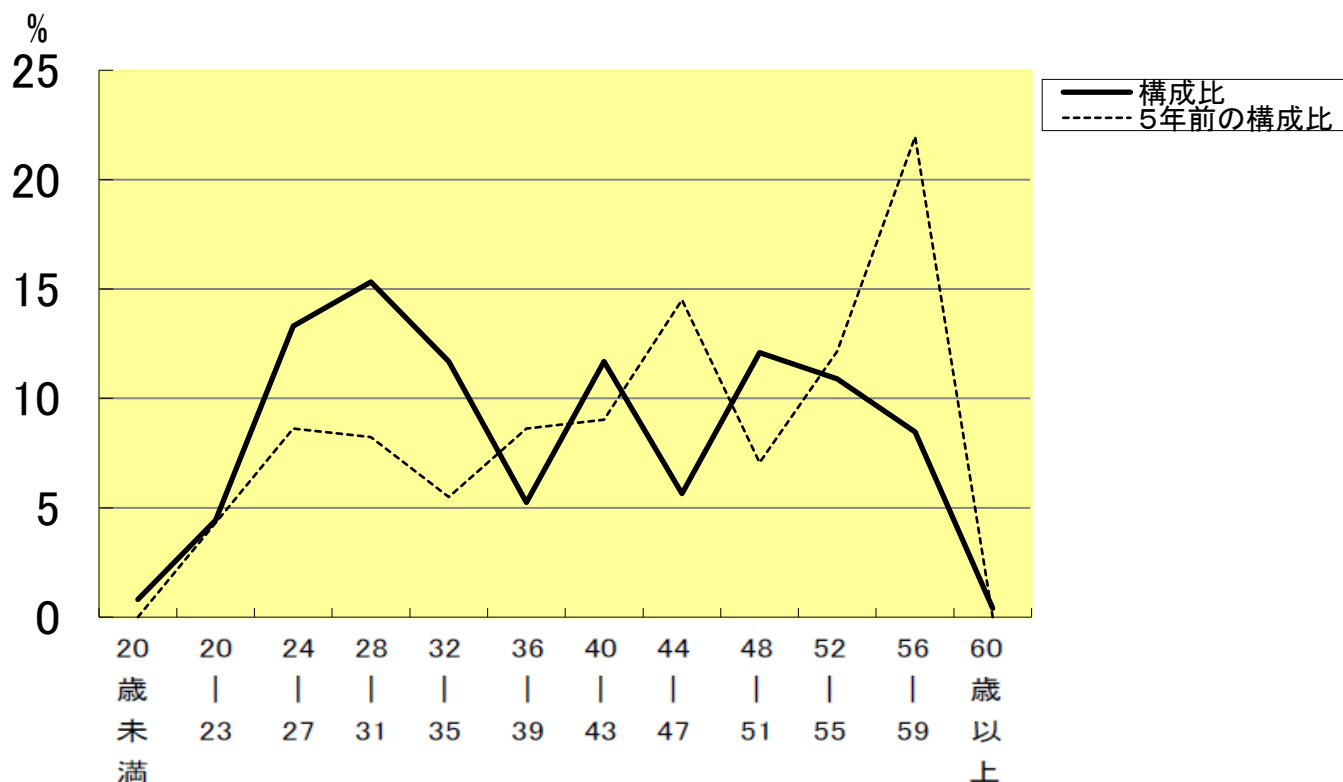
部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和3年	令和2年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	-1	短時間再任用者雇用による減員
		総務企画	60	60		
		税務	12	12		
		民生	50	50		
		衛生	8	9		
		労働				
		農林水産	13	13		
		商工	5	5		
	土木	27	26	1	職員の育児休業に伴う増員	
		計	178	178		<参考> 人口1万当たり職員数 45.53 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 51.74 人)
	教育部門	36	34	2	国体関連業務増に伴う増員	
	消防部門					
	小 計	214	212	2	<参考> 人口1万当たり職員数 54.74 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 65.84 人)	

公 営 会 企 業 部 等 門	水道	7	7	1	短時間再任用者退職による増員
	下水	11	10		
	その他	16	16		
	小計	34	33	1	
合計		248	245	3	<参考>
		[286]	[286]	[0]	人口1万当たり職員数
					63.43 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和3年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	11人	33人	38人	29人	13人	29人	14人	30人	27人	21人	1人	248人

(3) 職員数の推移

(単位：人)

部門別	年度	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		188	186	181	178	178	178	-10 (94.7%)
教育		34	32	31	34	33	36	2 (105.9%)
消防								
普通会計		222	218	212	212	211	214	-8 (96.4%)
公営企業等会計		33	33	33	33	33	34	1 (103.0%)
総合計		255	251	245	245	244	248	-7 (97.3%)

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和2年度	497,216	109,106	56,628	11.4	11.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
令和2年度	7	28,648	4,348	11,094	44,090	6,299	6,045

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数については、令和2年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員は含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれておりません。

イ 特記事項

一般行政職と同様に管理職手当を定率制から職名に応じた定額制に移行(平成19年度から)

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (令和3年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
壬 生 町	45.4 歳	346,300 円	514,866 円
団 体 平 均	45.3 歳	335,096 円	502,816 円
事 業 者	—	—	—

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
 2 基本給は、給料と扶養手当の合算額です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		壬生町(一般行政)	
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,387 千円		1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,382 千円	
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分		(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分	
勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分		勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (令和3年4月1日現在)

水道事業			壬生町(一般行政)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		
(退職時特別昇給 制度無し)			(退職時特別昇給 制度無し)		
1人当たり平均支給額 2,359 千円			1人当たり平均支給額 390 千円		
			19,192 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績(令和2年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
制度無し			

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績(令和2年度決算)			円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)			円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度決算)			%	
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和2年度決算)	左記職員に対する支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	1,709 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	285 千円
支給実績(令和元年度決算)	1,048 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	210 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)
扶養手当	4職員の手当の状況 (6)その他の手当参照	同じ	 	910 千円	227,500 円
住居手当		同じ	 	千円	円
通勤手当		同じ	 	402 千円	57,429 円
管理職手当		同じ	 	1,224 千円	612,000 円
宿日直手当		同じ	 	40 千円	10,000 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和2年度	1,333,952	225,376	57,577	4.3	—

区分	職員数 A	給与費				一人当たり		(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費	B/A	
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
令和2年度	11	40,757	4,936	15,770	61,463	5,588	5,953	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数については、令和2年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員は含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれておりません。

イ 特記事項

一般行政職と同様に管理職手当を定率制から職名に応じた定額制に移行(平成19年度から)

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (令和3年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
壬生町	42.9 歳	321,400 円	499,063 円
団体平均	43.7 歳	331,372 円	495,629 円
事業者	—	—	—

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
 2 基本給は、給料と扶養手当の合算額です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業				壬生町(一般行政)			
1人当たり平均支給額(令和2年度)				1人当たり平均支給額(令和2年度)			
1,434 千円				1,382 千円			
(令和2年度支給割合)				(令和2年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.55 月分		1.90 月分		2.55 月分		1.90 月分	
(1.45)月分		(0.90)月分		(1.45)月分		(0.90)月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5~15%				・役職加算 5~15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (令和3年4月1日現在)

下水道事業				壬生町(一般行政)			
(支給率) 自己都合 応募認定・定年				(支給率) 自己都合 応募認定・定年			
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置			
(2%~45%加算)				(2%~45%加算)			
(退職時特別昇給 制度無し)				(退職時特別昇給 制度無し)			
1人当たり平均支給額 — 千円				1人当たり平均支給額 390 千円 19,192 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
制度無し			

エ 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度決算)		%		
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和2年度決算)	左記職員に対する支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	2,616 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	291 千円
支給実績(令和元年度決算)	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	— 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)
扶養手当	4職員の手当の状況 (6)その他の手当参照	同じ		千円	円
住居手当		同じ		516 千円	258 円
通勤手当		同じ		503 千円	50,300 円
管理職手当		同じ		1,224 千円	612,000 円
宿日直手当		同じ		77 千円	12,833 円